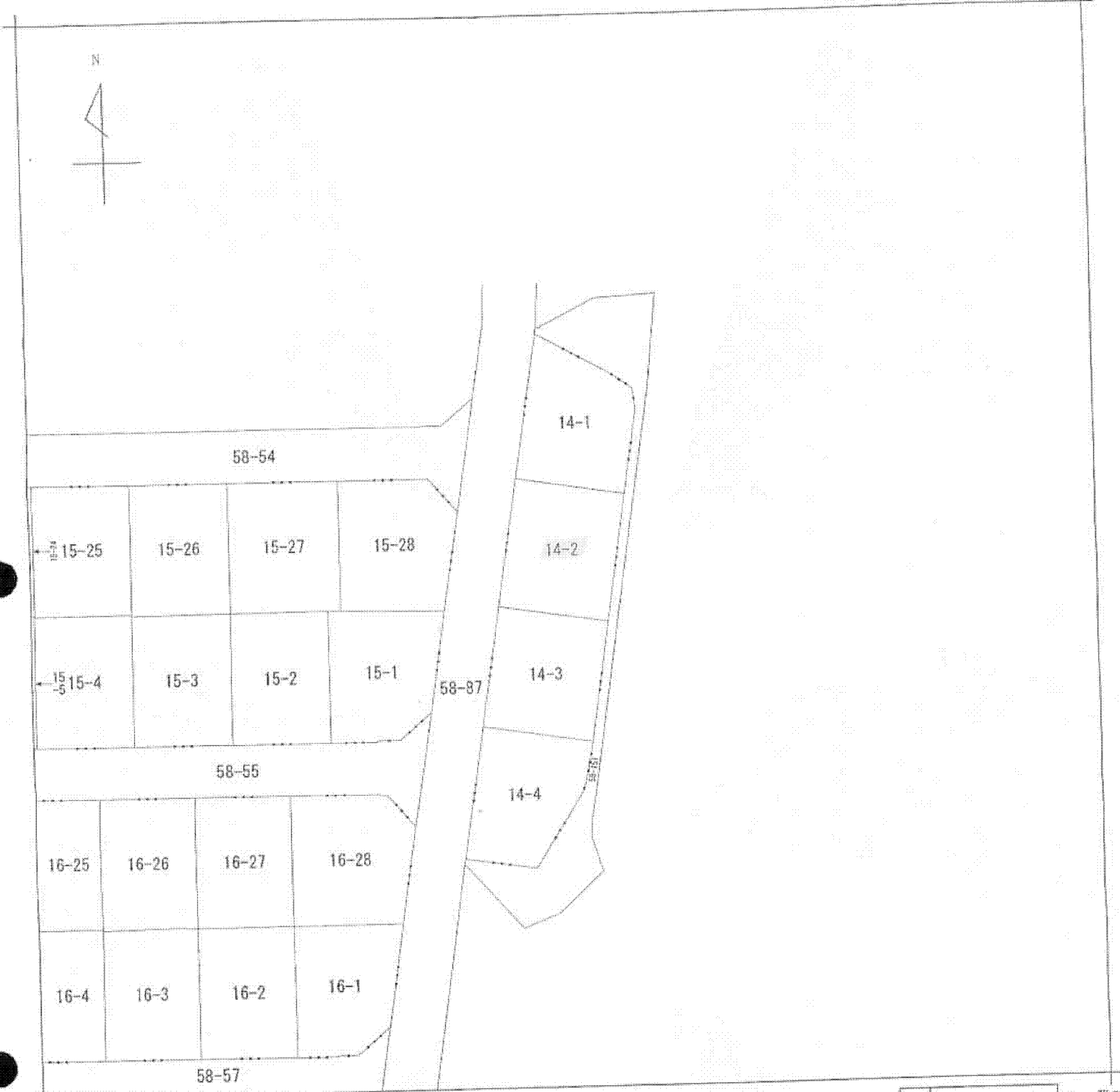
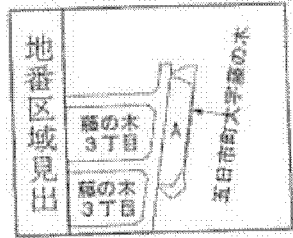


縮小(A3→A4)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 藤の木3丁目

請求部	所在	広島市佐伯区藤の木三丁目		地番	14番2
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面
作成年月日	昭和61年8月25日	備付年月日(原図)		補記事項	
					種類 旧土地台帳附属地図

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成25年11月25日
 広島法務局廿日市支局
 登記官

申請番号：30-1
 (1/1)



公用

(5 枚目)